

# 乳児等通園支援事業

指導検査基準(令和8年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。



## 目次

事業の種類	
1 一般原則	1
2 虐待等の禁止	1
(1) 虐待等の禁止	1
(2) 虐待事案の早期発見及び研修	1
3 施設運営全般	
(1) 支援の質の評価等	2
(2) 職員の知識及び技能の向上等	2
(3) 秘密保持	2
(4) 苦情への対応	2
4 区分、設備の基準等	
(1) 設備の基準	3
(2) 面積	3
(3) 食事の提供に必要な設備	3
5 職員	
(1) 職員配置	4
(2) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準	4
6 乳児等通園支援の内容等	
(1) 事業の内容	4
(2) 保護者との連絡状況	4
7 非常災害の取組	
(1) 保安設備	5
(2) 消防計画等	5
(3) 防災訓練等	5
8 安全計画の策定等	
(1) 安全計画の策定等	6
(2) 自動車を運行する場合の所在の確認	6
9 衛生管理	
(1) 衛生管理等	7
(2) 食事の提供を行う場合	7
10 備える帳簿	
(1) 規程	8
(2) 帳簿の整備	8

# 乳児等通園支援事業指導査基準

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
乳児等通園支援事業の区分	<p>1 一般型乳児等通園支援事業 余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないもの</p> <p>2 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育園、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所において、利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行うもの</p>				
1 一般原則	<p>1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行わなければならない。</p> <p>1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>1 一人一人の人格を尊重し、乳児等通園支援の提供を行っているか。</p> <p>1 差別的取扱いを行っているか。</p>	<p>(1) 市乳児条例第6条第1項</p> <p>(1) 市乳児条例第14条</p>	<p>(1) 一人一人の人格を尊重した支援を行っていない。</p> <p>(1) 差別的取扱いを行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
2 虐待等の禁止 (1) 虐待等の禁止	<p>1 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為、その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>1 児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為、その他心身に有害な影響を与える行為を行っていないか。</p>	<p>(1) 市乳児条例第15条第1項</p> <p>(2) 児童福祉法第33条の10</p> <p>(3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条、第3条</p> <p>(4) 保育所保育指針第1章1(5)ア</p>	<p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <p>(2) 一部不適切な行為がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(2) 虐待事案の早期発見及び研修	<p>1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 虐待事案の早期発見及び防止に努めているか。</p> <p>1 虐待防止研修を実施しているか。</p>	<p>(1) 市乳児条例第15条第2項</p> <p>(1) 市乳児条例第15条第2項</p>	<p>(1) 虐待事案の早期発見及び防止に努めていない。</p> <p>(2) 取り組みが不十分である。</p> <p>(1) 虐待防止研修を実施していない。</p> <p>(2) 虐待防止研修の実施が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 施設運営全般					
(1) 支援の質の評価等	1 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 乳児等通園支援の質の評価を行っているか。	(1) 市乳児条例第6条第3項	(1) 質の評価を行っていない。 (2) 取り組みが不十分である。	C B
	2 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質向上のための取組をしているか。	(1) 市乳児条例第6条第4項	(1) サービス評価等、サービスの質向上のための取組を行っていない。 (2) 取り組みが不十分である。	C B
(2) 職員の知識及び技能の向上等	1 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、業務で必要な知識や技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。  乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。	1 研修の機会を確保しているか。	(1) 市乳児条例第12条	(1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。 (3) 研修の機会が公平に与えられていない。	C B B
(3) 秘密保持	1 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 ＜必要な措置（例）＞ ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等	1 施設は秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。	(1) 市乳児条例第20条	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
(4) 苦情への対応	1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切な対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。  2 乳児等通園支援事業者は、市から、支援の提供等に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口の設置、その他の必要な措置を講ずるなど苦情解決に適切に対応しているか。	(1) 市乳児条例第21条第1項 (2) 保育所保育指針第1章1(5)ウ (3) 児発第575号通知	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない。 (3) 対応が不十分である。	C C B
		1 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1) 市乳児条例第21条第2項 (2) 児発第575号通知	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 区分、設備の基準等					
(1) 設備の基準	<p>1 乳児等通園支援事業所の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>(保育室等を2階又は3階以上に設ける場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転落防止設備が設置されているかどうか</li> <li>・耐火建築物又は準耐火建築物であるか</li> <li>・避難に適した設備が設けられているか</li> <li>・調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床も若しくは壁又は特定防火設備等で区画する対応策がとられているか(3階以上)</li> <li>・壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていない。</li> <li>・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備がない。</li> <li>・カーテン、敷物等で可燃性のものに防火処理されていない。</li> </ul> <p>(一般型乳児等通園支援事業のみ)</p>	<p>1 構造設備に危険な箇所はないか。</p> <p>2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。</p>	<p>(1) 市乳児条例第6条第5項</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ</p> <p>(1) 市乳児条例第6条第5項</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章3</p>	<p>(1) 構造設備に危険な箇所がある。</p> <p>(2) 備品が損傷して危険である。</p> <p>(3) 危険物が放置されている。</p> <p>(4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。</p> <p>(1) 採光・換気等が著しく悪い。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
(2) 面積	<p>1 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。</p> <p>乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡(有効面積)以上。</p> <p>保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡(有効面積)以上。</p>	<p>1 利用児童に見合う基準面積を下回っていないか。</p>	<p>(1) 市乳児条例第23条</p>	<p>(1) 基準面積が不足している。</p>	<p>C</p>
(3) 食事の提供に必要な設備	<p>1 食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。</p>	<p>1 食事の提供に必要な設備が備えられているか。</p>	<p>(1) 市乳児条例第17条</p>	<p>(1) 設備が備えられていない。</p> <p>(2) 設備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 職員 (1) 職員配置	1 基準に基づき、必要な保育士数が配置されているか。  乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人に1人以上、満1歳児以上満3歳児未満の幼児おおむね6人に1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。	1 職員配置は適正に行われているか。  2 利用乳幼児の在籍時間帯に1人で従事している。	(1) 市乳児条例第24条第2項	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
(2) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	1 他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねることができる。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 市乳児条例第13条	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
6 乳児等通園支援の内容等					
(1) 事業の内容	1 乳児等通園支援は、保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況に応じて提供されなければならない。	1 事業の内容は適切か。	(1) 市乳児条例第25条  (2) 保育所保育指針  (3) こども誰でも通園制度の実施に関する手引きII	(1) 事業の内容が適切でない。  (2) 事業の内容が不十分である。	C  B
(2) 保護者との連絡状況	1 常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、事業の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。 入所時には、保育方針、保育時間、休所日等の事業の内容をしおり等の文書をもって保護者に周知徹底する必要がある。保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解に努めること。	1 保護者との連絡は十分か。	(1) 市乳児条例第26条	(1) 保護者との連絡体制ができていない。  (2) 保護者との連絡が不十分である。  (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C  B  B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
7 非常災害の取組					
(1) 保安設備	1 乳児等通園支援事業所においては、消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する不断の注意に努めなければならない。	1 消火用具等、必要な設備を設けているか。 2 消防用設備等の点検及び報告をしているか。	(1) 市乳児条例第8条第1項  (1) 消防法第17条の3の3 (2) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (3) 社施第59号通知6	(1) 消防用設備等を設けていない。  (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。	C  B
(2) 消防計画等	1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 (1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。 (2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。	1 消防計画を作成しているか。  2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。	(1) 市乳児条例第8条第1項 (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行令第3条の2 (4) 消防法施行規則第3条  (1) 消防法施行令第3条の2	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。  (1) 消防計画を届出していない。 (2) 変更の届出をしていない。	C B  B B
(3) 防災訓練等	1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。事業所は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。  ・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・原則として、訓練は全職員が参加すること。  ・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引取訓練を含んだものを行うよう努めること。 この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。	(1) 市乳児条例第8条第2項 (2) 消防法施行令第3条の2第2項 (3) 保育所保育指針第3章4(2)イ、ウ (4) 社施第59号通知 (5) 社施第121号通知	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 安全計画の策定等 (1) 安全計画の策定等	<p>1 利用乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に基づき必要な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い、必要となる内容を加えることで足りるものとする。</p> <p>2 策定した安全計画について、事業者は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、保育所での安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全計画を策定しているか。</p> <p>1 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>1 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>1 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</p>	<p>(1) 市乳児条例第9条第1項</p> <p>(2) 安全計画の策定に関する留意事項通知</p> <p>(1) 市乳児条例第9条第2項</p> <p>(2) 安全計画の策定に関する留意事項通知</p> <p>(1) 市乳児条例第9条第3項</p> <p>(2) 安全計画の策定に関する留意事項通知</p> <p>(1) 市乳児条例第9条第4項</p> <p>(2) 安全計画の策定に関する留意事項通知</p>	<p>(1) 安全計画を策定し、必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。</p> <p>(2) 研修及び訓練の実施が不十分である。</p> <p>(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。</p> <p>(2) 周知が不十分である。</p> <p>(1) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていない。</p> <p>(2) 見直しが不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(2) 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>1 乳児等通園支援事業者は、事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。</p>	<p>1 利用乳幼児の乗車及び降車の際、点呼その他の方法により、利用乳幼児の所在の確認を行っているか。</p> <p>1 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 市乳児条例第10条第1項</p> <p>(1) 市乳児条例第10条第2項</p>	<p>(1) 利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法により、所在の確認を行っていない。</p> <p>(2) 所在の確認方法が不十分である。</p> <p>(1) 送迎用バスに安全装置が設置されていない。</p> <p>(2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
9 衛生管理 (1) 衛生管理等	1 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 保育室、便所等、設備が清潔であるか。 2 食器等又は飲料水について、衛生管理に努めているか	(1) 市乳児条例第16条第1項 (2) 保育所における感染症対策ガイドライン	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
	2 乳児等通園支援事業者は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。	(1) 市乳児条例第16条第1項	(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	B
	3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	1 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施しているか。	(1) 市乳児条例16条第2項	(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施するよう努めていない。	B
(2) 食事の提供を行う場合	1 食事の提供を行う場合は、「保育所における食事の提供ガイドライン」、「授乳・離乳の支援ガイド」等に基づき対応しているか。	1 留意事項通知（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて）に基づき、食事を提供を行っているか。	(1) 留意事項通知第2食事5 (2) 保育所における食事の提供ガイドライン (3) 授乳・離乳の支援ガイド	(1) 食事の提供が不十分である。	B
	2 食物アレルギーを有するこどもについて、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等を参照し、医師の判断及び指示に基づき対応しているか。	1 留意事項通知（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて）に基づき、アレルギー対応を提供を行っているか。	(1) 留意事項通知第2食事5 (2) 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	(1) アレルギーの対応が不十分である。	B
	3 食事の提供を行う場合は、「保育所における食事の提供ガイドライン」、「授乳・離乳の支援ガイド」等に基づき対応しているか。	1 留意事項通知（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて）に基づき、外部搬入を行っているか。	(1) 留意事項通知第2食事5	(1) 外部搬入の対応が不十分である。	B

